

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・再調達原価

イ 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・再調達原価

ウ 適正な対価を支払わずに取得したもの・・・・再調達原価

原則として再調達原価とします。

エ 開始時に計上しない資産

既に耐用年数を過ぎているもの

表示登記が行われていない法定外公共物（認定外道路や用悪水路など）

財産区有、地縁による団体有の資産

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

ア 有形固定資産・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 15 年～20 年

物品 5 年～8 年（物品は取得価額が 50 万円以上の場合に計上しています。）

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

ア 賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額等のうち期末日において発生していると認められる金額を計上しています。

イ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、期末日に在職する職員の自己都合要支給額を計上しています。

(4) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいません。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

2 重要な後発事象

該当事項ありません。

3 偶発債務

該当事項ありません。

4 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

ア 対象範囲(対象とする会計名)

千曲衛生施設組合 一般会計

イ 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等と普通会計の対象範囲は同じです。

ウ 地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間(令和2年4月1日～5月31日)における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

エ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

(2) 貸借対照表に係る事項

ア 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況(普通会計)

該当ありません。

イ 繰越事業に係る将来の支出予定額

該当ありません。

ウ 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

該当する資産はありません。

エ 基金借入金（繰替運用）の内容

該当ありません。

オ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

該当ありません。

カ 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

該当ありません。

キ 自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当ありません。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

ア 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、余剰分（不足分）とは、費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

ア 基礎的財政収支

業務活動収支	54,611 千円
投資活動収支	16,678 千円
支払利息	691 千円
財政調整基金積立支出	3,322 千円
財政調整基金取崩収入	20,000 千円
<hr/>	
基礎的財政収支	55,302 千円

イ 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	294,764 千円	289,087 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	2,600 千円-	2,600 千円-
資金収支計算書	297,364 千円	291,687 千円

ウ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	54,611 千円
減価償却費	51,369 千円
退職手当引当金の増減額	6,188 千円
賞与引当金の増減額	1,067 千円
純資産変動計算書の本年度差額	1,971 千円

エ 一時借入金の状況

一時借入金の借り入れはありません。

なお、一時借入金の限度額の設定はなく、借り入れが必要な都度、議会の承認を得ています。

オ 重要な非資金取引

該当ありません。

(5) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

該当する資産はありません。

以上